

出雲崎町プレミアム付商品券取扱店募集要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、町民への生活支援における給付措置及び町内事業者の活性化対策として実施する出雲崎町プレミアム付商品券利用事業にあたり、そのプレミアム付商品券を物品の購入若しくは借受け又はサービス提供等に使用（以下「取引」といいます。）できる店舗、営業所等の募集に関して定めるものです。

2 出雲崎町プレミアム付商品券発行内容

(1) 名称

出雲崎町プレミアム付商品券（以下「商品券」といいます。）

(2) 発行者

出雲崎町

(3) 対象者

令和3年7月1日において町の住民基本台帳に記録されている方

(4) 発行数

商品券1枚当たりの額面は、500円とし、1冊20綴りで4,300冊発行します。

(5) 使用期間

令和3年7月24日（土）から令和3年10月31日（日）まで

3 商品券の取り扱いにおける厳守事項

(1) 商品券の交付を受けた方は、商品券を交換、譲渡、売買及び換金することができません。

(2) 商品の金額が商品券額面に満たない場合でも、釣銭は出しません。

(3) 他の商品券との併用は、可能です。

(4) 使用期間を過ぎた商品券は、取引に使えません。

(5) 商品券の盗難、紛失及び滅失に対し、町はその責を負いません。

(6) 商品券を著しく破損又は汚損したときは、速やかに町に届け出てください。

4 商品券の利用対象にならないもの

商品券は利用者と取扱店との間における取引においてのみ使用可能とし、次に掲げる取引に使用することができません。

(1) 不動産及び金融商品

- (1) 換金性の高い金券及び商品券等の有価証券
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- (3) 取引に課せられる以外の国税、地方税等の公租公課
- (4) 金融機関への預け入れ
- (5) タクシー運賃及び町デマンド交通利用料金を除く光熱関連、交通関連、通信関連、教育関連、公衆衛生関連、一般行政及びその他(たばこ等)の公共料金
- (6) 町外の事業所が行う宅配便の運賃

5 取扱店の参加資格

町内に店舗、事業所等を有する事業者で、次の事業者以外のものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合及び業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記「4 商品券の利用対象にならないもの」に記載の商品、役務のみを取扱う事業者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員または代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体

6 申込方法

- (1) 別紙「出雲崎町特別商品券取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、**令和3年6月28日(月)から7月7日(水)まで**に町産業観光課へ提出してください。
- (2) 申込期限内に申請し、登録決定を受けた取扱店は、出雲崎町ホームページで周知するとともに、各世帯に配布する取扱店一覧に掲載します。
- (3) 申込期間以降も取扱店の登録申請は受け付けますが、この場合、各世帯に配布する取扱店一覧に掲載できませんのでご了承ください。

7 取扱店の遵守事項

取扱店として登録された事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

なお、これらに反する行為を行った場合、登録を取り消すことがあります。

- (1) 登録に関する虚偽または不正行為をしてはいけません。
- (2) 特別商品券の使用期間中（令和3年7月24日（水）から令和3年10月31日（日）まで）は、町が作成及び配布するのぼり旗を取扱店の目立つ場所に掲出してください。
なお、のぼり旗は、7月16日（金）以降、役場まで引き取りをお願いいたします。
- (3) 取引において、商品券の受取りを拒まないでください。ただし、商品券が著しく破損又は汚損しているときは、この限りではありません。
- (4) 「3 商品券の取り扱いにおける厳守事項」に違反する行為をしてはいけません。
- (5) 商品券が偽造されたものと判別できる等不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに町産業観光課に連絡してください。
- (6) 商品券を交換、譲渡、売買及び「8 換金方法」で示した以外の方法での換金をしてはいけません。
- (7) 自社商品の購買に商品券を利用してはいけません。
- (8) 商品券を、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金及び諸経費等）の支払いに使用してはいけません。
- (9) 使用済みの商品券は、再使用を防ぐため商品券裏面に取扱店名称を押印又は記入（以下「押印等」といいます。）することとし、既に押印等があるものは、受け取りを拒否してください。

8 換金方法

- (1) 商品券の換金を受けようとする取扱店は、「出雲崎町プレミアム付商品券事業交付金請求書」に7(9)で示した押印等をした商品券を添えて出雲崎町産業観光課に提出してください。
- (2) 換金請求は、令和3年7月26日（月）から令和3年11月12日（金）の期間とします。この期間以外のものは、いかなる理由があろうとも換金できません。

9 問合せ先

出雲崎町 産業観光課 商工観光係

〒949-4392 新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140

TEL : 0258-78-2291 FAX : 0258-41-7322